

子ども・子育て支援事業計画に おける教育・保育の提供区域について

幼児期の教育・保育及び 子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて教育・保育の提供区域を定める必要があります。

「第二期子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、教育・保育の提供区域として、以下の2案が考えられます。

案1.「1区域(行政区)」

案2.「3区域(東部・中部・西部地区)」

注) 但し、「放課後児童健全育成事業(学童保育)」に関しては、基本的に通っている小学校に設置されている学童保育が利用されているため、各小学校区を提供区域とします。

案1.「1区域(行政区)」

※平成26年度策定の「第一期子ども・子育て支援事業計画」で採用。
本市は比較的コンパクトな街であり、市内の移動を困難にする地理的条件も特にないことから、市内全域を1区域とする案1とした。

【メリット】

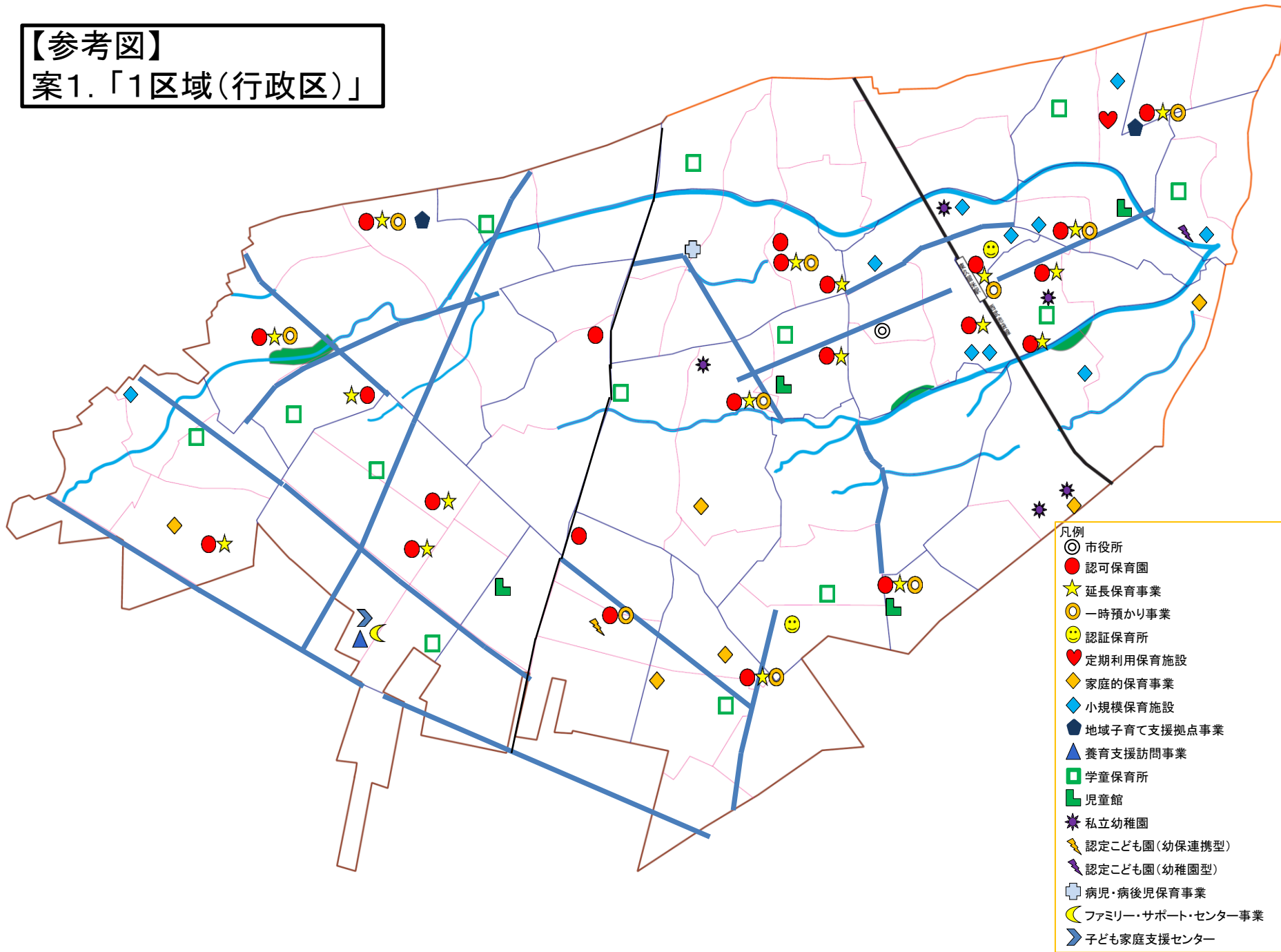
- 現状の利用実態に即しているため、計画と実態とのかい離が少ない。
- 市全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応ができ、かつ合理的な需給バランスの調整ができる。
- ニーズ量の推計は市全体の人口を基準に算出するので、誤差が小さい。

【デメリット】

- 利用者の居住地から利用施設が遠くなる可能性がある。

【参考図】

案1. 「1区域(行政区)」



案2.「3区域(東部・中部・西部地区)」

※本市の介護保険事業計画における「日常生活圏域」を参考に設定。

「日常生活圏域」は介護保険施設等の設置状況、地域の広さや鉄道、幹線道路等を勘案して設定されており、子ども・子育て支援事業の教育・保育提供区域を検討する上でも、選択肢の一つとなりうる。

【メリット】

- ・ 区域ごとの実情や特性を考慮した施設整備が図れる。

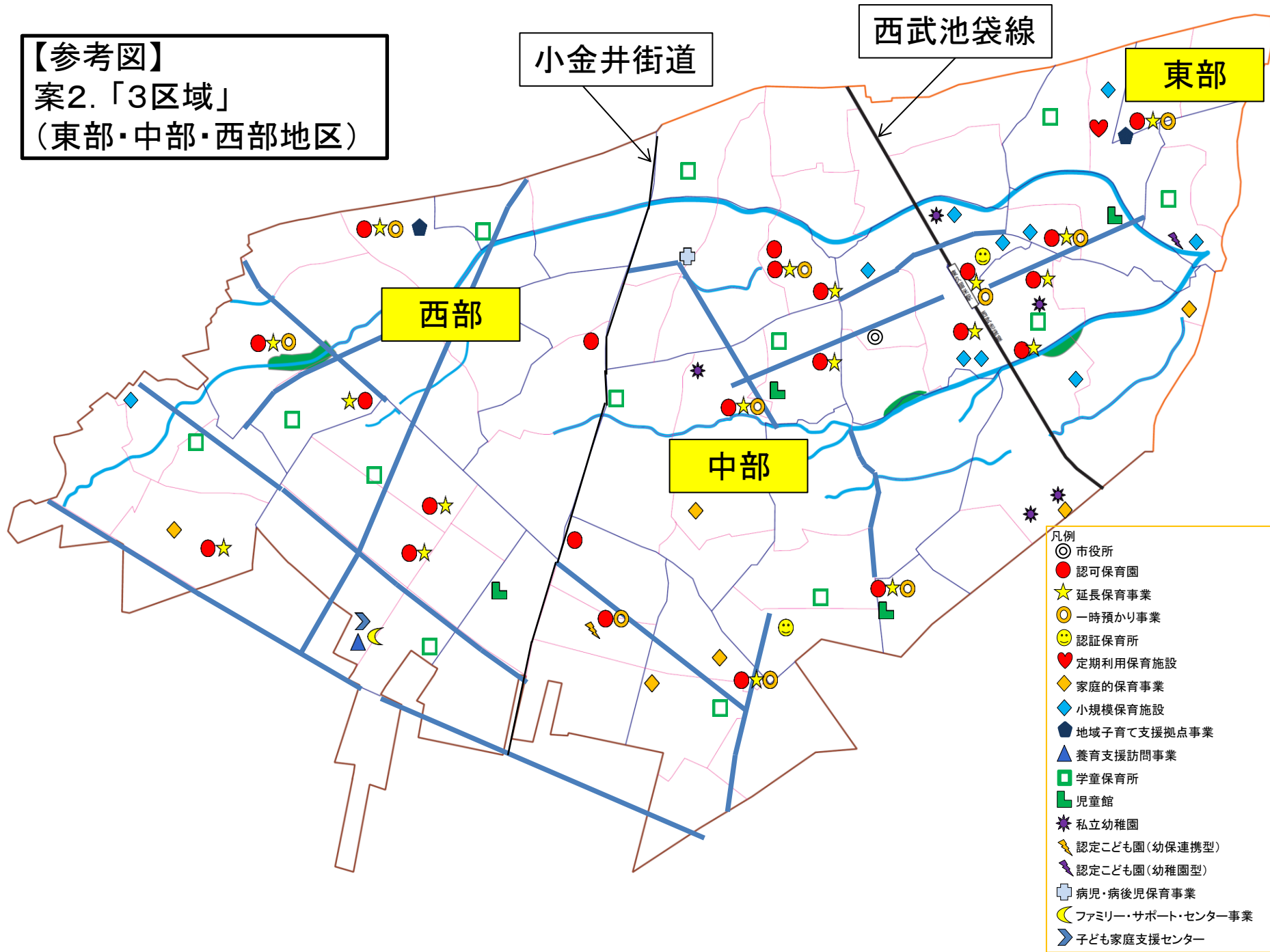
【デメリット】

- ・ 区域内で需給バランスを調整しなければならないため、利用者の交通動線等を考慮することができない。
- ・ 区域内の供給不足は当該区域で整備しなくてはならないため、隣接する区域の供給に余裕があっても、当該区域に施設整備を行わなくてはならない。
- ・ 区域内で大型マンションが出来たり、老朽団地や社宅等の取り壊しがあつたりする場合などの人口増減の影響を受けやすい。
- ・ ニーズ量算出の根拠となるニーズ調査において、利用を希望する教育・保育事業の場所に関して3区域別に聴取していないため、区域別の設定を行ったとしても、利用者の希望と合致するとは限らない。

【参考図】

案2. 「3区域」

(東部・中部・西部地区)



東京都多摩地域(25市)の教育・保育提供区域の 設定状況について

【東京都多摩地域（25市）の教育・保育提供区域設定状況】

（平成31年4月26日時点）

①1区域（行政区）で検討している市	・・・・・・・・・・	19市
②複数区域で検討している市	・・・・・・・・・・	5市
③複数の案を検討している市	・・・・・・・・・・	1市

参考資料